

## 安全保障理事会議長声明

「武力紛争における文民の保護」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2018年9月21日に開催された、安全保障理事会の第8359回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を発した。

安全保障理事会は、その議事日程に関する中心的問題の一つとして武力紛争における文民の保護に関する安保理の公約、また安保理諸決議1265(1999)、1296(2000)、1674(2006)、1738(2006)、1894(2009)、2175(2014)、2222(2015)、2365(2017)、2286(2016)、2417(2018)を含む安保理の従前の関連する諸決議そして女性、平和および安全、子どもと武力紛争、並びに平和維持に対処するもの、および安保理議長の全ての関連する諸声明の継続しているまた完全な実施に対するその公約を再確認する。

安全保障理事会は、武力紛争の当事者が、文民の保護を確実にするためのあらゆる実行可能な措置を講じる主要な責任を負っていることを再確認しそして国家が、関連する国際法によって規定されているように、自らの領域の範囲内と自らの管轄権の対象となっているあらゆる個人の人権を尊重しそし確保するための主要な責任を負っていることを想起する。

安全保障理事会は、文民が、無差別攻撃と文民を対象とした攻撃の両方の結果を含めて、武力紛争の状況において犠牲者の圧倒的多数の割合を占め続けていることにそして強制移送、戦争の手段としての飢餓の使用、人道援助に対するアクセスの違法な拒否、医療要員、医療義務に専ら従事している人道要員、病院およびその他の医療施設に対する攻撃、民間のインフラストラクチャー、財産および暮らしの意図的な損傷や違法な破壊、そして特に、女性と女兒を対象とすることに留意しつつ、性的およびジェンダーに基づく暴力を通じた、文民に対する短期のまた長期の影響に安保理の憤りを表明する。

安全保障理事会は、完全な職務権限の実施を確実にするため文民保護の職務権限をもった平和維持ミッションの必要性を確認する。

安全保障理事会は、武力紛争の当事者により犯された国際人道法の違反、並びに、適用可能な場合、国際人権法の違反と侵害についての安保理の強い非難を再確認し、そして全ての当事者に対し、自らの

法的義務を遵守することを求める。安全保障理事会は、侵害に対する刑事責任の免除を終わらせつつまた責任を確保しつつ、国際人道法と国際人権法の遵守を確保することの重要性を想起する。

安全保障理事会は、安保理の議事日程の国を特定したまたテーマ別の議題の両方の文脈において、定期的に文民の保護に対処することを続ける安保理の意図を表明する。安全保障理事会は、2019 年が決議 1265 (1999) と安保理の議事日程の議題としての文民の保護の採択の 20 周年を示すことを認識する。

安全保障理事会は、医療施設と要員の保護並びに戦争の手段としての飢餓の使用に安保理が強く焦点を絞ったものを含む、この声明の添付文書に含まれた、武力紛争における文民の保護に関する問題の審議のための最新版にされた覚書 \*の貢献を認識する。安全保障理事会は、主要な保護問題の改善された分析と診断のための基礎を提供している現実的な道具としての覚書の貢献をまた認識し、そしてより一層の組織的なまた首尾一貫した基礎でそれを使用する必要性を強調する。

安全保障理事会は、2018 年 5 月 14 日の武力紛争における文民の保護に関する事務総長報告書（文書 S/2018/462）およびそこに含まれた勧告に感謝しつつ留意し、そして武力紛争における文民の保護、並びに課題およびこれに関連して為された進展に関する組織的な監視と報告の必要性をくり返し表明する。安全保障理事会は、事務総長に対し、2019 年 5 月 15 日までに武力紛争における文民の保護に関する彼の次の報告書を提出することを要請し、また事務総長に対し、過去 20 年にわたる文民を保護することに関する国際連合の活動に対する業績と課題の概要並びに 2017 年と 2018 年の彼の報告書に定められた勧告に対して為された進展に関する最新情報をこの報告書に含めることを要請する。安保理は、彼が、同じ総会の会期の範囲内で毎年安全保障理事会により正式に審議されることになる、武力紛争における文民の保護に関する将来の報告書をその後 12 か月毎に、提出することを更に要請する。

---

\* 当初の覚書は、S/PRST/2002/6 において 2002 年 3 月 15 日に採択された。